

技術者の配置について

令和5年4月1日適用
岐阜県県土整備部技術検査課

第1 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」といいます。）で求められる技術者等

1 営業所専任技術者

許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす技術者を営業所ごとに専任で置かなければなりません。

営業所専任技術者は、建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保するため、置かれる者であり、営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいい、事業主体と継続的な雇用関係を有し、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得るものでなければなりません。

【法第7条第2号、同第15条第2号】

2 建設工事の現場に配置すべき技術者

建設業の許可を受けている者は、建設工事の適正な施工を確保するために、その請け負った建設工事を施工する工事現場に、当該工事について一定の資格を有し、工事の施工の技術上の管理を行う者（主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者）を置かなければなりません。

なお、特例監理技術者を設置する場合には、当該工事現場に特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」といいます。）を置かなければなりません。

（1）主任技術者

建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合は、元請・下請、請負金額に係わらず、工事現場において施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。

【法第26条第1項】

（2）監理技術者

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負金額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければなりません。

【法第26条第2項】

（3）工事現場ごとに専任すべき技術者

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事（工事1件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の場合に配置される主任技術者又は監理技術者は、元請、下請の区別なく工事現場ごとに専任の者でなくてはなりません。

【法第26条第3項、
建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」といいます。）第27条第1項】

この「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味します。必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではありません。

そのため、以下の条件を全て満たす場合には、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐が短期間工事現場を離れることについては、差し支えありません。

ア 適切な施工ができる体制を確保していること（例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者が担う役割に支障が生じないようにすること）

イ 上記アの体制について、元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていること

なお、この際、必要な資格を有する代理の技術者の配置等により適切な施工ができると判断される場合には、現場に戻りうる体制を確保することは必ずしも要しません。

【「監理技術者制度運用マニュアル」（平成16年3月1日国総建第316号地方整備局建政部長等あて総合政策局建設業課長通知。以下「マニュアル」といいます。）三（1）】

（4）監理技術者補佐

監理技術者を専任で置くことが必要となる建設工事において、発注者から直接請け負った特定建設業者が、特例監理技術者を置く場合（監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合）には、特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）として、監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。

【法第26条第3項ただし書】

なお、特例監理技術者が兼務できる工事現場数の上限は2とされています。また、兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とされています。

【「マニュアル」三（1）】

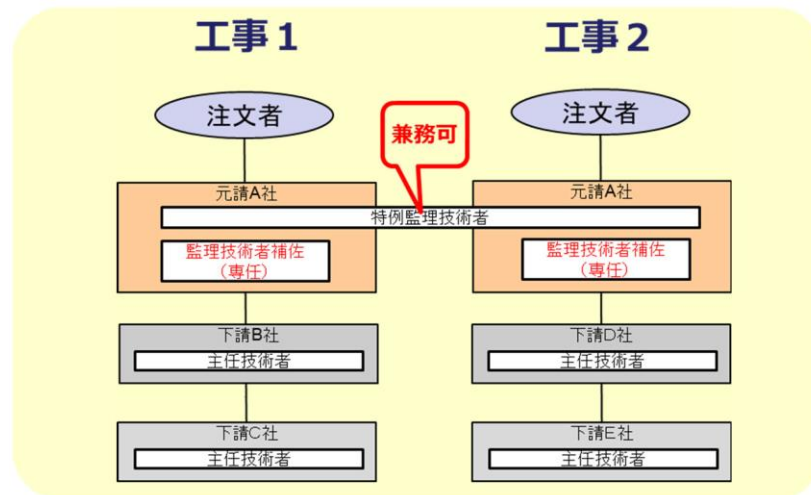
＜複数現場の兼任の特例＞

◆監理技術者の職務を補佐する者を置く場合

監理技術者補佐を、当該工事現場に専任で置く場合には、監理技術者の兼務が認められます（この場合の監理技術者は、「特例監理技術者」といいます。）。

特例監理技術者が兼務できるのは2現場までです。また、監理技術者補佐になれるのは、次のいずれかに該当する者です。

- ・主任技術者の資格を有する者のうち1級の技術検定の第1次検定に合格した者（1級施工管理技士補）
- ・監理技術者の資格を有する者（建設業法第26条、同法施行令第28条参照）



【出典】国土交通省作成資料

(5) 監理技術者等（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐をいいます。以下同じ。）の設置における考え方

主任技術者については、特定専門工事（土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術の管理の効率化を図る必要がある工事をいう。以下同じ。）において、元請又は上位下請（以下「元請等」という。）が置く主任技術者が自らの職務と併せて、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）の主任技術者が行うべき職務を行うことを、元請等及び当該下請けが書面により合意した場合は、当該下請に主任技術者を置かなくてもよいこととされています。この特定専門工事については、型枠工事又は鉄筋工事であって、元請等が本工事を施工するための下請契約の請負代金が4,000万円未満のもの（下請契約が2以上あるときは合計額）が対象となります。

また、特定専門工事において元請等が置く主任技術者は、当該特定専門工事と同一の種類 of 建設工事に関し1年以上指導監督的な実務の経験を有すこと、当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれることが要件となります。この「指導監督的な実務経験」とは、工事現場主任技術者、工事現場監督者、職長などの立場で、部下や下請業者等に対して工事の技術面を総合的に指導・監督した経験が対象となります。

【「マニュアル」二-二（1）】

(6) 監理技術者等の専任期間

元請が、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となりますが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しません。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要です。

- ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
- イ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- エ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任技術者又は監理技術者がこれを管理する必要がありますが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができます。

【「マニュアル」三（２）】

（７）専門技術者

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容となる専門工事を自ら施工する場合は、当該工事に関し主任技術者の資格を有する者（専門技術者）を工事現場に置かなければなりません。

配置できない場合は、それぞれの専門工事に係る建設業許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければなりません。

なお、この専門技術者は、要件が備わっていれば、一式工事の主任技術者又は監理技術者がこれを兼ねることができます。

また、建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を自ら施工する場合は、当該工事に関する専門技術者を置かなければなりません。

【法第 26 条の 2】

（８）主任技術者から監理技術者又は特例監理技術者への変更

当初は主任技術者を設置した工事で、工事内容の変更により、工事途中で下請契約の請負代金の合計が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上となった場合には、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者又は、特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置しなければなりません。

【「マニュアル」二-二（３）】

（９）監理技術者等の途中交代

建設工事の適正な施工の確保を阻害するおそれがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工事途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があります。監理技術者等の途中交代を行うことができる条件について注文者と合意がなされた場合に認められます。

一般的な交代の条件としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などが考えられますが、建設現場における働き方改革等の観点も踏まえ、その具体的内容について書面その他の方法により受発注者間で合意する必要があります。ただし、公共工事においては、入札の公平性の観点から、原則として元請の監理技術者等の交代が認められる基本的な条件は入札前に明示された範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との交代であることを条件とすべきです。

【「マニュアル」二-二（４）】

<岐阜県発注工事の取扱い①>

岐阜県発注工事においては、以下の要件に該当し、変更前後の監理技術者等の技術力が同等以上（※）に確保すると認められる場合において監理技術者等の途中変更を認めることとします。

ア 監理技術者等が、岐阜大学が開催する「社会基盤メンテナンスエキスパート（以下「ME」といいます。）養成講座」に参加するため、受講期間中の監理技術者等の変更が必要となった場合。

イ 監理技術者等が、MEの認定を受けた者（以下「ME認定者」という。）である場合であり、かつ、別途、県が発注する道路施設の点検・修繕業務委託工事において、ME認定者として点検・診断・工法提案を行うため、当該業務従事期間中の監理技術者等の変更が必要となった場合。

なお、変更可能な期間は、点検・診断・工法提案の業務に従事する、1カ月程度の期間とします。

※一般競争入札（価格競争及び総合評価落札方式）の場合、入札参加資格を満たす監理技術者等とします。

なお、総合評価落札方式の場合は、技術評価が同等以上とする必要は無いものとします。

【「監理技術者等の途中交代について」（平成26年2月28日付け建政第752号・技第614号技術検査課長ほか通知）（平成26年5月27日付け建政第150号・技第174号技術検査課長ほか通知）】

<岐阜県発注工事の取扱い②>

岐阜県発注工事においては、「マニュアル」において示された基本的な考え方を踏まえ、以下の場合を監理技術者等の変更（交代）の条件とします。

ア 監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合

イ 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合

・受注者の責によらず当初契約工期が延長される場合

※当初工期における終期を超過した場合に適用します。

ウ 工場から現地へ工事の現場が移行する場合

・工場製作又は資機材調達のみ期間から現場施工に移行する場合

エ 工事工程上技術者の交代が合理的な場合

・複数年債務負担工事の実工程終了後となる場合

※当面の間は、対象はトンネル工事に限定します。

※この場合、当該工事に係る実工程終了後に配置する技術者は、当該工事の実工程（例：トンネル本体工事）に従事した実績と認めません。

※受注者においては、コリンズ登録をするに当たり、当該事項を留意願います。

【参考】工期等の整理 『岐阜県建設工事共通仕様書』より

45. 工期

工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び跡片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

46. 工事開始日

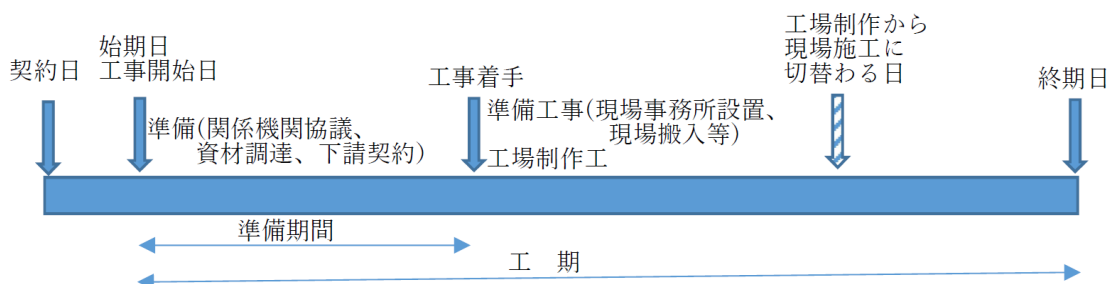
工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。

47. 工事着手

工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現地事務所等の配置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作のいずれかに着手することをいう。

48. 準備期間

準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。



<岐阜県発注工事の取扱い③>

岐阜県発注工事における、交代後の監理技術者等の技術力等の基本的な条件は、入札前に明示された範囲において、以下のとおりとします。

事 例	交代が認められる基本的な条件等
上記<岐阜県発注工事の取扱い②> ア・イの場合	入札参加資格 ^{※1} を満たし、かつ、技術評価 ^{※2} が同等以上となる技術者とします。
上記<岐阜県発注工事の取扱い②> ウの場合 ^{※3}	工場製作又は資機材調達のための期間に配置する技術者は、施工実績を有しない、資格等を有する技術者も配置可能とします。
上記<岐阜県発注工事の取扱い②> エの場合 ^{※4}	複数年債務負担工事の実工程終了後の債務期間は、施工実績を有しない、資格等を有する技術者も配置可能とします。

- ※1 一般競争入札（価格競争及び総合評価落札方式）の場合を想定。
- ※2 総合評価落札方式の場合を想定。
- ※3 入札参加資格^{※1}として、工場製作又は資材調達のための期間に配置する技術者に施工実績を求めておらず、かつ、総合評価の技術評価^{※2}において施工実績の評価対象を現場施工期間に配置する技術者とする旨を入札公告等で明示している場合を想定。
- ※4 入札参加資格^{※1}として、目的物完成に係る工種以外の工種のための施工期間に配置する技術者に施工実績を求めておらず、かつ、技術評価^{※2}において施工実績の評価対象を目的物完成に係る工種の施工期間に配置する技術者とする旨を入札公告等で明示している場合を想定。

(10) 監理技術者等の雇用関係

監理技術者等は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要です。

ア 直接的な雇用関係の考え方

監理技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいいます。

したがって、在籍出向者、派遣社員は認められません。

イ 恒常的な雇用関係の考え方

一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、監理技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことが必要です。

特に、国、地方公共団体及び公共法人等が発注する建設工事において、元請の専任の主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争入札に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日）以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。

また、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更（契

約書又は登記簿の謄本等により確認)があった場合、変更前の建設業者と3ヶ月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

【「マニュアル」二一四】

(11) 営業所における専任の技術者と主任技術者又は監理技術者との関係

営業所における専任の技術者は、営業所に常勤（テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。以下同じ。）を行う場合を含む。）して専らその職務に従事することが求められています。

ただし、特例として、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、当該工事の専任を要しない主任技術者又は監理技術者となることができます。

【「マニュアル」二一二（5）、

国土交通省通知（平成15年4月21日付け国総建第十八号）】

※営業所に常識上通勤不可能な場所でのテレワークについては、「専任」要件を満たさないものとされています。

(12) 現場代理人

建設業法では、請負契約の履行に関し工事現場に現場代理人を置く場合にその権限の範囲等を相手方に通知すべきことを規定していますが、資格等については、限定されていません。

ただし、所属建設業者と直接的な雇用関係にあることが必要です。

【法第19条の2第1項】

【公共工事標準工事請負契約約款※第10条第2項】

現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

※中央建設業審議会より法第34条第2項の規定に基づき勧告された公共工事標準請負契約約款を踏まえ、岐阜県発注工事で使用している工事請負契約約款をいいます。以下「約款」といいます。

3 特例の取扱い

(1) 営業所専任技術者が非専任の現場配置技術者となることができる場合

<岐阜県発注工事の取扱い>

岐阜県発注工事においては、下記国通知の「近接」の定義として、「概ね半日程度で現場の職務を終え、営業所へ帰着することができること」として取り扱うこととします。

【国土交通省通知（平成 15 年 4 月 21 日付け国総建第 18 号）・要旨】

当該営業所において請負契約が締結された工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、当該工事の専任を要しない監理技術者等となることができます。

(2) 現場に配置された専任の主任技術者が他工事の主任技術者を兼務できる場合

<岐阜県発注工事の取扱い>

県発注工事における専任の主任技術者の兼務については、国土交通省通知に準じて判断することとします。

【国土交通省通知（平成 26 年 2 月 3 日付け国土建第 272 号）・要旨】

ア 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第 27 条第 2 項が適用される場合に該当します。

なお、施工に当たり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えありません。

イ 上記アの場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則 2 件程度とします。

ウ 上記ア及びイの適用に当たっては、法第 26 条第 3 項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏がないよう発注者が適切に判断することが必要です。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる点について留意願います。

<根拠法令等>

公共性のある工作物に関する重要な工事のうち密接な関連のある 2 以上の工事を同一の建設業者が同一の場所または近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。

ただし、専任の監理技術者には適用されません。

【令第 27 条第 2 項】

※岐阜県発注工事においては、受注者より、現場に配置された専任の主任技術者が、他工事の主任技術者を兼務したい場合、別紙書面（「現場代理人・主任技術者・特例監理技術者の兼務申請書」（別記様式）により発注機関による承認を受ける必要があります。

(3) 現場代理人の常駐義務を緩和できる場合

<岐阜県発注工事の取扱い①>

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の距離が 10km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の現場代理人を 2 件程度の工事現場に配置できるものとします。

※岐阜県発注工事においては、受注者より、現場に配置された現場代理人が、他工事の現場代理人を兼務したい場合、別紙書面（「現場代理人・主任技術者・特例監理技術者の兼務申請書」（別記様式）により発注機関による承認を受ける必要があります。（以下同じ。）

<岐阜県発注工事の取扱い②>

現場代理人については、約款第 10 条第 2 項の規定により工事現場への常駐が義務付けられていますが、下記の要件をすべて満たし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合においては、同一の現場代理人を 2 件の工事現場に配置できるものとします。ただし、発注者が常駐が必要と判断した場合は、この限りではありません。

- ① 2 件の工事がともに岐阜県発注工事であること。
- ② 2 件の工事現場がともに同一土木事務所管内であること。
- ③ 2 件の請負金額の合計が税込み 4,000 万円未満であること。
なお、契約変更により、請負金額の合計が税込み 4,000 万円以上となった場合は、それぞれの工事に現場代理人を常駐させなければなりません。
- ④ 直近 2 ケ年度における県発注工事の当該工種に係る工事成績評定点の平均が 70 点以上であること。
なお、直近 2 ケ年度における岐阜県からの受注実績が無い場合には、本要件を満たさないものとします。

<岐阜県発注工事の取扱い③>

約款第 10 条第 3 項の規定については、上記<岐阜県発注工事の取扱い①・②>によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとして取り扱います。ただし、いずれの場合も、発注者と受注者との間で当該期間が設計図書もしくは打合せ記録簿等の書面により明確となっていることが必要です。

- 一 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- 二 約款第 20 条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
- 三 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間。
- 四 前 3 号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。

(4) 特例監理技術者の配置要件

<岐阜県発注工事の取扱い>

当面の間は、下記の要件をすべて満たし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合においては、特例監理技術者を配置できるものとします。ただし、発注者において専

任が必要と判断した場合にあっては、この限りではありません。

- ①兼務する工事の数が2件までであること。
- ②2件の請負代金の総額が原則3億円未満（※）であること。
（※当初請負代金額の総額であって、最終請負代金はこの限りではない。）
- ③兼務する工事が低入札工事でないこと。
- ④兼務する2件の工事現場の相互の距離が10km程度に近接していること。
- ⑤維持工事（※）以外の工事であること。
（※「県管理道路の維持業務」、「異常気象時の通行規制業務」、「県管理の河川・砂防の維持管理業務」のほか、24時間体制行う応急処理工事や緊急巡回等を行う工事）

※岐阜県発注工事においては、受注者より、2件の工事現場それぞれに監理技術者補佐を設置し、現場に配置された特例監理技術者が、他工事を兼務したい場合、別紙書面（「現場代理人・主任技術者・特例監理技術者の兼務申請書」（別記様式）により発注機関による承認を受ける必要があります。

第2 岐阜県発注工事に係る入札時における配置予定技術者の確認について

【平成28年5月26日付け技第212号岐阜県通知ほか】

1 一般競争入札（価格競争）における配置予定技術者

岐阜県が発注する一般競争入札（価格競争）案件については、請負予定金額が1,000万円以上である場合は、「配置予定技術者名簿等」により、配置予定技術者が営業所専任技術者や他の工事に配置している技術者（特例監理技術者を配置する場合にあっては、特例監理技術者に代わり監理技術者補佐）又は現場代理人でないことを確認します。（ただし、請負予定金額が1,000万円以上4,000万円未満である場合、落札候補者によっては、一定の条件のもとでは、専任を求めないことがありますので、詳しくは発注機関による入札公告を確認してください。）

なお、配置予定技術者は、以下の条件を満たす者でなくてはなりません。

- (1) 自社と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公告において示す現場施工に着手する日において、当該工事現場に専任で配置できる技術者であること。
- (2) 入札公告において示す現場施工に着手する日において、
 - ア 営業所専任技術者でないこと
 - イ 他の工事に配置している技術者又は現場代理人でないこと（特例監理技術者を配置する場合にあっては、監理技術者補佐を専任で配置できること）
 - ウ 他法令により専任が求められているもの（建築士事務所を管理する建築士等）でないこと

確認の手法としては、入札参加資格の事後審査時に「配置予定技術者名簿等」の提出を求め確認します。

また、落札決定後、入札公告において示す現場施工に着手する日までに、何らかの理由により、配置予定技術者名簿等に記載した配置予定の技術者を配置できなくなった場合、入札参加資格を満たす他の技術者を配置できるのであれば、契約を継続します。ただし、監理技術者から特例監理技術者に変更する場合又は特例監理技術者から監理技術者に変更する場合において、同一の技術者が監理技術者又は特例監理技術者として従事する場合は技術者の変更にあたらないものとします。

なお、入札公告において示す現場施工に着手する日までに、入札参加資格を満たす他の技術者を配置できない場合は、契約を解除します。この場合、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づき入札参加資格の停止措置対象となりま

す。

2 一般競争入札（総合評価落札方式）における配置予定技術者

開札の結果、請負予定金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上である場合は、「配置予定技術者名簿等」により、配置予定技術者が営業所専任技術者や他の工事に配置している技術者（特例監理技術者を配置する場合にあっては、特例監理技術者に代わり、監理技術者補佐）又は現場代理人でないことを確認します。

なお、配置予定技術者は、以下の条件を満たす者でなくてはなりません。

- (1) 自社と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公告において示す現場施工に着手する日において、当該工事現場に専任で配置できる技術者であること。
- (2) 入札公告において示す現場施工に着手する日において、
 - ア 営業所専任技術者でないこと
 - イ 他の工事に配置している技術者又は現場代理人でないこと（特例監理技術者を配置する場合にあっては、監理技術者補佐を専任で配置できること）
 - ウ 他法令により専任が求められているもの（建築士事務所を管理する建築士等）でないこと

なお、入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合は、3名まで記入することができますが、その場合も、すべての技術者について入札参加資格を満足する必要があります。ただし、技術評価においては、そのうち保有資格、施工実績等が一番低いと判断される者で評価します。

確認の手法としては、入札参加資格の事後審査時に「配置予定技術者名簿等」の提出を求め確認します。

また、落札決定後、何らかの理由により、入札公告において示す現場施工に着手する日までに、配置予定技術者名簿等に記載した配置予定の技術者を配置できなくなった場合、入札参加資格を満たし、かつ資料に記載した配置予定の技術者と同等以上の技術評価となる他の技術者を配置できるのであれば、契約を継続します。ただし、監理技術者から特例監理技術者に変更する場合又は特例監理技術者から監理技術者に変更する場合において、同一の技術者が監理技術者又は特例監理技術者として従事する場合は技術者の変更に当たらないものとします。

さらに、入札公告において示す現場施工に着手する日までに、入札参加資格を満たし、かつ資料に記載した配置予定の技術者と同等以上の技術評価となる他の技術者を配置できない場合は、契約を解除します。この場合、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づき入札参加資格の停止措置対象となります。

3 指名競争入札における配置予定技術者

開札の結果、請負予定金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上である場合は、落札決定を保留し、「配置予定技術者確認申請書」の提出を求め、配置予定技術者が営業所専任技術者や他の工事に配置している技術者（特例監理技術者を配置する場合にあっては、特例監理技術者に代わり、監理技術者補佐）又は現場代理人でないことを確認します。

なお、配置予定技術者は、以下の条件を満たす者でなくてはなりません。

- (1) 自社と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札執行通知において示す現場施工に着手する日において、当該工事現場に専任で配置できる技術者であること。
- (2) 入札執行通知において示す現場施工に着手する日において
 - ア 営業所専任技術者でないこと
 - イ 他の工事に配置している技術者又は現場代理人でないこと（特例監理技術者

を配置する場合にあっては、監理技術者補佐を専任で配置できること)
ウ 他法令により専任が求められているもの(建築士事務所を管理する建築士等)
でないこと

また、落札決定後、何らかの理由により、入札執行通知において示す現場施工に着手する日までに、配置予定技術者確認申請書に記載した配置予定の技術者を配置できなくなった場合、他の技術者を配置できるのであれば、契約を継続します。ただし、監理技術者から特例監理技術者に変更する場合又は特例監理技術者から監理技術者に変更する場合において、同一の技術者が監理技術者又は特例監理技術者として従事する場合は技術者の変更に当たらないものとします。

なお、入札執行通知において示す現場施工に着手する日までに、他の技術者を配置できない場合は、契約を解除します。この場合、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づき入札参加資格の停止措置対象となります。

【参考資料】◆技術者制度の概要

許可を受けている業種		指定建設業（7業種）			その他（左以外の22業種）		
		土木一式、建築一式、管工事、鋼構造物、舗装、電気、造園			大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体		
許可の種類		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請代金合計		4,500万円*1以上	4,500万円*1未満	4,500万円*1以上は下請契約できない	4,500万円以上	4,500万円未満	4,500万円以上は下請契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件*4	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
	技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事*2であって、請負金額が4,000万円*3以上となる工事					
	監理技術者資格者証の必要性	公共工事、監理技術者の専任を要する民間工事のときに必要	必要なし		公共工事、監理技術者の専任を要する民間工事のときに必要	必要なし	

*1：建築一式の場合7,000万円

*2：①国又は地方公共団体が注文者である工作物に関する工事 又は
②鉄道、道路、河川、飛行場、港湾施設、上下水道、電気施設、学校、福祉施設、図書館、美術館、教会、病院、百貨店、ホテル、共同住宅、ごみ処理施設等（個人住宅を除くほとんどの施設が対象）の建設工事

*3：建築一式の場合8,000万円

*4：監理技術者及び主任技術者については、工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならないので、出向者や派遣の技術者になることはできません。但し、以下の場合は出向者であっても監理技術者又は主任技術者になることが例外的に認められています。

- ①「営業譲渡」又は「会社分割」により「建設業を譲り受け又は承継した企業」
→3年間に限り、それぞれ譲渡又は分割を行った企業からの出向者を現場技術者とする事が可能です。
- ②国土交通大臣から「持株会社に係る企業集団」の認定を受けた「親会社及び子会社」
→親会社からその子会社への出向社員が当該子会社の請け負った建設工事の現場技術者となることが出来ます。（当該工事について、企業集団に属する親会社・子会社が下請負する場合は、出向者を現場技術者とする事はできません。）
- ③国土交通省土地・建設産業局建設業課長の確認を受けた「親会社と連結子会社」
→当該企業間の出向社員を現場技術者とする事が出来ます。
（当該工事について、親会社・連結子会社・非連結子会社に下請負する場合は、出向者を現場技術者とする事はできません。）

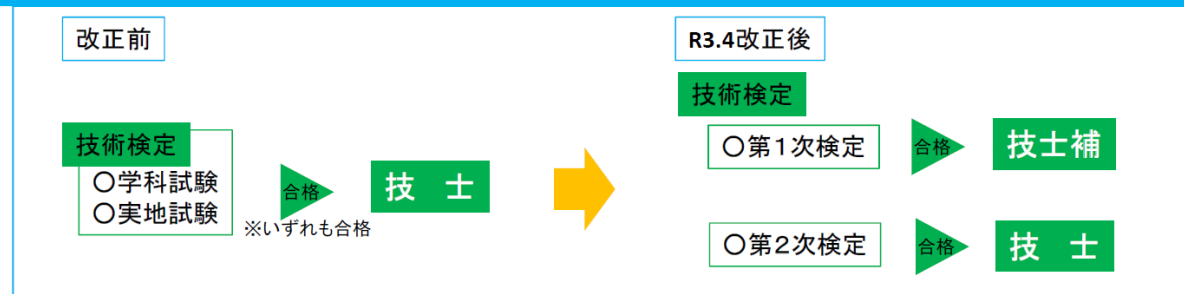
事項	金額の規定	注文者が提供する材料等の価格	金額の考え方
一般建設業の許可が必要な建設工事	請負代金の額が 建築一式工事以外：500万円以上 建築一式工事：1500万円以上 (又は延べ面積150㎡以上の木造住宅を建設する工事)	・市場価格や運送賃を含む	・工事の完成を2以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額
特定建設業の許可が必要な建設工事	発注者から直接請け負ったときの 下請代金の額の合計が 建築一式工事以外：4500万円以上 建築一式工事：7000万円以上 ※公共工事は入札契約適正化法により、 下請代金の額に関係なく、施工体制 台帳等の作成が必要	・含まない	・下請代金の額の総額
監理技術者の設置が必要な建設工事			
施工体制台帳・施工体系図の作成が必要な建設工事			
主任技術者・監理技術者の専任が必要な建設工事 ※特例監理技術者設置工事や特定専門工事を除く	請負代金の額が 建築一式工事以外：4000万円以上 建築一式工事：8000万円以上	・市場価格や運送賃を含む	・工事1件の請負代金の額

【参考・出典】

- ・「建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて（令和5.1版）」（国土交通省中部地方整備局）
- ・「建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者（令和5.1版）」（国土交通省近畿地方整備局）
- ・「建設工事の適正な施工を確保するための建設業法（令和5.1版）」（国土交通省関東地方整備局）
- ・「建設業法令順守ハンドブック【ポイント編】（令和5.1版）」（国土交通省北陸地方整備局）

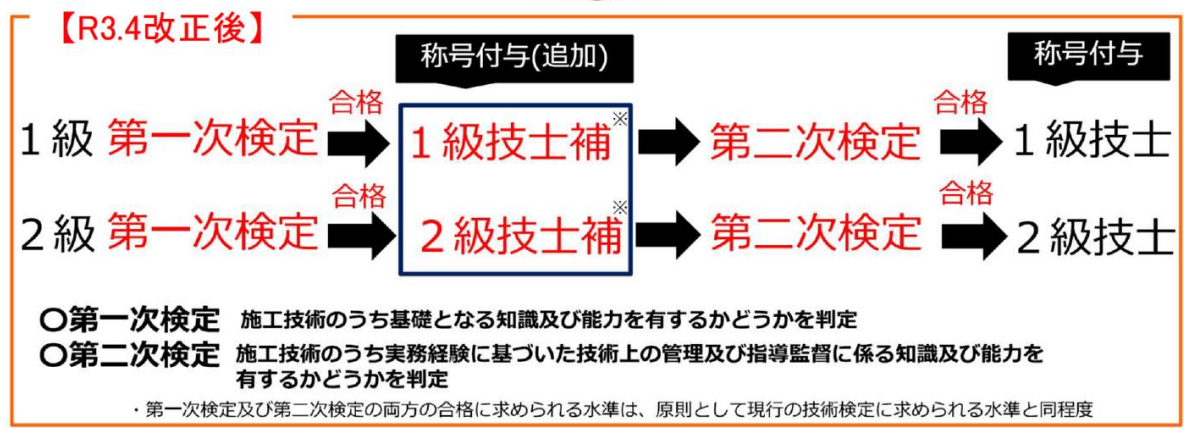
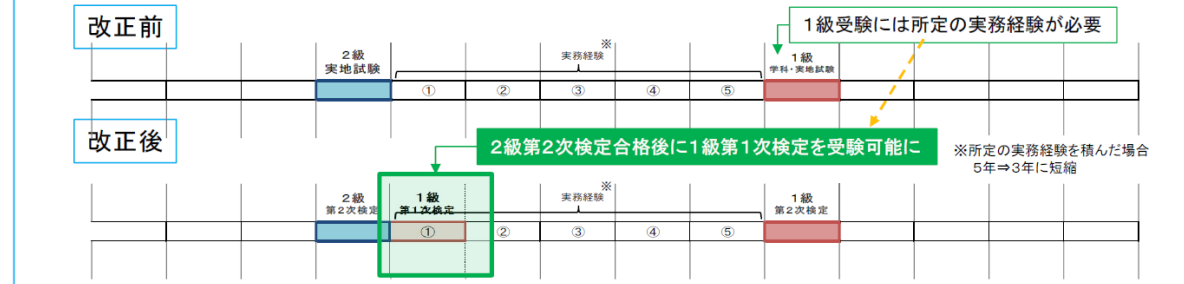
【参考資料】 ◆ 技士補制度

技士補制度の創設



1級受験資格の見直し

○法改正にあわせて、2級第2次検定合格者については、1級の第1次検定を受験するにあたり、1級相当の実務経験を不要とする。



【出典】 国土交通省作成資料

【参考資料】

◆営業所専任技術者・現場技術者（主任技術者・監理技術者）となるための要件

要 件	
主任技術者 及び 一般建設業の営業所専任技術者	1) 下記の実務経験を有する者 ①高等学校の指定学科卒業後 5年以上 ②専門学校の指定学科卒業後 5年以上 ③高等専門学校の指定学科卒業後 3年以上 ④専門学校（専門士又は高度専門士）の指定学科卒業後 3年以上 ⑤短期大学の指定学科卒業後 3年以上 ⑥大学の指定学科卒業後 3年以上 ⑦上記①～⑥以外の学歴の場合 10年以上 2) 国土交通大臣認定者 ①実務経験者 「主任技術者となりうる国家資格」※1等参照 ②1級及び2級国家資格者等 「監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格」※1等参照 ③登録基幹技能者 「監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格」※1等参照
監理技術者 及び 特定建設業の営業所専任技術者	指定建設業以外 1) 1級国家資格者 2) 主任技術者の要件のいずれかに該当する者のうち、発注者から直接請負い、その請負金額が4,500万円以上※2である工事に関して、2年以上 <u>指導監督的な実務経験</u> を有する者 3) 1) 又は2) と同等以上の能力を有すると認められる者
	指定建設業 1) 1級国家資格者 2) 1) と同等以上の能力を有すると認められる者 ⇒国土交通大臣特別認定者 （建設省告示第128号(平成元年1月30日)の対象者)

※1 指定学科：建設業の種類ごとに定められている当該建設業に密接に関連した知識及び技術等を学習することができるものと認められる学科（「◆【指定学科】（規則第1条）」を参照願います。）

※2 国家資格：「◆主任技術者となりうる国家資格等（規則第7条の3第1項第2号）」および「監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等（法第7条第1項第2号、第15条第1項第2号、規則第7条の3第1項第2号）」を参照してください。

【国土交通省本省 HP：監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等一覧】

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001447594.pdf>

※3 「指導監督的な実務経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。（※なお、昭和59年10月1日以前に請負代金額1,500万円以上、昭和59年10月1日以降平成6年12月28日以前に請負代金額3,000万円以上の建設工事に関して積まれた実務経験は、4,500万円以上の建設工事に関する実務経験とみなして、当該2年以上の期間に算入することができます。）

※4 指定建設業とは、土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園工事業の7業種をいいます。

※5 登録基幹技能者の認定に関しては平成30年4月1日より施行されています。

※6 特定専門工事の主任技術者の場合、特定専門工事に関し1年以上の指導監督的な実務経験が必要です。

※特定専門工事…政令で定める特定専門工事は、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして、鉄筋工事及び型枠工事とする。
(法第26条の3第2項)

【参考資料】◆指定学科（規則第1条）

許可を受けようとする建設業	学科
<ul style="list-style-type: none"> ・土木工事業 ・舗装工事業 	土木工学 （農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、 都市工学、衛生工学又は交通工学 に関する学科
<ul style="list-style-type: none"> ・建築工事業 ・大工工事業 ・ガラス工事業 ・内装仕上工事業 	建築学 又は 都市工学 に関する学科
<ul style="list-style-type: none"> ・左官工事業 ・とび・土工工事業 ・石工事業 ・屋根工事業 ・タイル・れんが・ブロック工事業 ・塗装工事業、解体工事業 	土木工学 又は 建築学 に関する学科
<ul style="list-style-type: none"> ・電気工事業 ・電気通信工事業 	電気工学 又は 電気通信工学 に関する学科
<ul style="list-style-type: none"> ・管工事業 ・水道施設工事業 ・清掃施設工事業 	土木工学、建築学、機械工学、都市工学 又は 衛生工学 に関する学科
<ul style="list-style-type: none"> ・鋼構造物工事業 ・鉄筋工事業 	土木工学、建築学 又は 機械工学 に関する学科
<ul style="list-style-type: none"> ・しゅんせつ工事業 	土木工学 又は 機械工学 に関する学科
<ul style="list-style-type: none"> ・板金工事業 ・建具工事業 	建築学 又は 機械工学 に関する学科
<ul style="list-style-type: none"> ・防水工事業 	土木工学 又は 建築学 に関する学科
<ul style="list-style-type: none"> ・機械器具設置工事業 ・消防施設工事業 	建築学、機械工学 又は 電気工学 に関する学科
<ul style="list-style-type: none"> ・熱絶縁工事業 	土木工学、建築学 又は 機械工学 に関する学科
<ul style="list-style-type: none"> ・造園工事業 	土木工学、建築学、都市工学 又は 林学 に関する学科
<ul style="list-style-type: none"> ・さく井工事業 	土木工学、鉱山学、機械工学 又は 衛生工学 に関する学科

【参考資料】◆主任技術者となりうる国家資格等（規則第7条の3第1項第2号）
～複数業種に係る実務経験を有する者の場合の特例～

許可を受けようとする建設業	実務経験
大工工事業	1 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に関し 12年 以上の実務経験を有する者のうち、 大工工事業に係る建設工事に関し 8年 を超える実務経験を有する者 2 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し 12年 以上の実務経験を有する者のうち、 大工工事業に係る建設工事に関し 8年 を超える実務経験を有する者
とび・土工工事業	1 土工工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に関し 12年 以上の実務経験を有する者のうち、 とび・土工工事業に係る建設工事に関し 8年 を超える実務経験を有する者 2 とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12年 以上の実務経験を有する者のうち、 とび・土工工事業に係る建設工事に関し 8年 を超える実務経験を有する者
屋根工事業	1 建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に関し 12年 以上の実務経験を有する者のうち、 屋根工事業に係る建設工事に関し 8年 を超える実務経験を有する者
しゅんせつ工事業	1 土工工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に関し 12年 以上の実務経験を有する者のうち、 しゅんせつ工事業に係る建設工事に関し 8年 を超える実務経験を有する者
ガラス工事業	1 建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し 12年 以上の実務経験を有する者のうち、 ガラス工事業に係る建設工事に関し 8年 を超える実務経験を有する者
防水工事業	1 建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に関し 12年 以上の実務経験を有する者のうち、 防水工事業に係る建設工事に関し 8年 を超える実務経験を有する者
内装仕上工事業	1 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し 12年 以上の実務経験を有する者のうち、 内装仕上工事業に係る建設工事に関し 8年 を超える実務経験を有する者 2 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し 12年 以上の実務経験を有する者のうち、 内装仕上工事業に係る建設工事に関し 8年 を超える実務経験を有する者
熱絶縁工事業	1 建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に関し 12年 以上の実務経験を有する者のうち、 熱絶縁工事業に係る建設工事に関し 8年 を超える実務経験を有する者
水道施設工事業	1 土工工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し 12年 以上の実務経験を有する者のうち、 水道施設工事業に係る建設工事に関し 8年 を超える実務経験を有する者
解体工事業	1 土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12年 以上の実務経験を有する者のうち、 解体工事業に係る建設工事に関し 8年 を超える実務経験を有する者 2 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12年 以上の実務経験を有する者のうち、 解体工事業に係る建設工事に関し 8年 を超える実務経験を有する者 3 とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12年 以上の実務経験を有する者のうち、 解体工事業に係る建設工事に関し 8年 を超える実務経験を有する者